

# 登別市中小企業振興基本条例（案）

平成25年4月25日作成

**市民生活の向上と地域活性化の基盤となる地域経済の振興を図るために地域経済の牽引役である中小企業の振興発展が不可欠です！**

**そこで**

## **「登別市中小企業振興基本条例」の制定を目指します！！**

### 1 条例制定に向けた取組の背景

登別市内の各事業所の様々な努力にもかかわらず、市内経済は、バブルが崩壊し、さらにリーマンショックなどにより続く景気の下降状況に加えて、少子高齢、人口減少、グローバル化などの大きな社会変化や東日本大震災により、地域経済の疲弊化が進む状況となっています。

登別市議会観光・経済委員会は、このような状況から脱却するために、現状の問題・課題の把握と将来展望の構築が必要と考え、平成23年度から2年間の委員会活動計画の活動方針の一つとして、「地域経済活性化への取組」を掲げ、「（仮称）登別市地場産業振興基本条例制定」と「観光産業と他産業の活性化への取組」を調査・研究事項としました。

それらの調査・研究の一環として、「市内の経済団体や業界団体などとの意見交換会」や「元鬼な登別経済を築こう！！フォーラム」などを開催し、問題・課題とそれらの対応策の整理や今後の取組などを論議してきました。そのような委員会活動を通して、新たな視点による地域経済活性化の方向性や仕組みなどといったビジョンの構築の必要性を痛感しました。

そこで、市内経済界との協働による取組が必要と考え、登別商工会議所と北海道中小企業家同友会西胆振支部の方々に、市内経済活性化の一步として「（仮称）登別市地場産業振興基本条例」の制定を提起したところ賛同を得たことから、先進地の「中小企業振興基本条例」の勉強会や視察などを行い、当市においても地域経済活性化に向けた条例の策定が必要との考えから、条例研究会を立ち上げることになりました。

### 2 「地域経済振興に向けた条例研究会」のこれまでの経過について

平成23年9月、観光・経済委員会、登別商工会議所、北海道中小企業家同友会西胆振支部の三者による条例制定に向けた話し合いを開始し、登別市の地域経済の問題・課題とその対応策の検討のほか、先進地の中小企業振興基本条例の勉強会や帯広市への視察研修を行いました。

同年12月には、この三者により「地域経済振興に向けた条例研究会」を設立し、将来にわたって持続発展可能な地域経済を構築するためには何が必要なのか研究を始めました。また、市からオブザーバーとして参加してもらうとともに、消費者である市民の意見も重要なことから、登別消費者協会からの参加をいただきました。

平成24年7月には、釧路市、別海町の先進地研修と条例の検討を行ったほか、8月から10月にかけては、3回にわたる「『元気な地域経済を創る』セミナー」を開催し、当市の中小企業振興基本条例策定に当たっての論点整理などに取り組んできました。

それらを通じ、市民生活の向上と地域活性化の基盤となる地域経済の振興を図るためには、地域経済の牽引役である中小企業の振興発展が不可欠との観点に加え、改正中小企業基本法第6条に定める「地方公共団体の責務」を遂行するためにも「登別市中小企業振興基本条例」の策定を目指して素案づくりを進めてきました。

素案策定に当たっては、「前文」「目的」「基本理念」「市の責務」「中小企業者等の役割と努力」「市民の理解と協力」「協議会の設置」などを明らかにするため、議論を重ねました。

この議論の中で研究会メンバー全ての思いは、「強い登別の経済を作り上げるためには、その牽引役たる中小企業の振興が不可欠であること」「中小企業の振興発展と地域振興のためにはオール登別での取組」、すなわち「市、中小企業者等、市民」三者の密接な連携・協力が必要であるとの認識に至りました。

それらの思いは、条例素案の「前文」「目的」及び「基本理念」に盛り込まれることとなりました。また、三者の具体的な役割等についてもそれぞれ規定したところです。

平成25年1月に研究会は、市及び市議会に「登別市中小企業振興基本条例」の制定を要望しました。それを受け、観光・経済委員会は、条例案づくりに取り組み、市との協議を経て策定したものが、本「登別市中小企業振興基本条例（案）」と逐条解説である「その基本的な考え方」です。

登別市中小企業振興基本条例（案）	基本的な考え方
<p><b>（前文）</b></p> <p>山、川、海など豊かな自然に恵まれた私たちのまち登別市は、分散する各地域の特性を生かしながら幾多の時代を超え、天与の資源である温泉を活用し全国に名だたる観光地として、また、室蘭工業圏を支える良好な生活都市として発展してきました。</p> <p>しかしながら、登別市の産業経済は、グローバル化の進展や高度情報化、少子高齢、人口減少などによって地域における産業構造・社会構造の急激な変化に直面しています。</p> <p>将来にわたって持続的に発展が可能な地域の経済を構築するためには、これまでの地域経済の振興への取組を問い直し、地域経済に関わるすべてのものが連携し新たな成長への道筋を描くことが求められています。</p> <p>また、地域経済の振興を図る上では、地域の地理的、自然的、歴史的、文化などの特性を踏まえ、地域に根差した産業経済活動の展開が必要です。</p> <p>これまで中小企業者等は、市民へ商品やサービスを提供するとともに、雇用の受け皿として、また、地域情報の発信や地域コミュニティを担う重要な一員として、社会的使命を果たしてきました。</p> <p>市民生活の向上と地域の活性化を図るためには、地域経済の牽引役である中小企業の振興発展が不可欠です。</p> <p>中小企業者等においては、これまで以上に自助努力と地域貢献へ向けた取組が求められることはもとより、市においても中小企業の振興に向けた積極的な取組が求められ、市民においては消費者として安心・安全な消費生活を求め、地域社会の一員として地域経済の活性化への関わりを深めていくことが求められています。</p> <p>ここに、市民生活の向上と地域の活性化のために、中小企業の振興発展を市の重要政策と位置付け、市、中小企業者等及び市民が等しく連携し、適切に役割分担する「三者協働」によって地域経済の健全な発展の推進に向けた基本的な理念と取組の方向性を示すため、この条例を制定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例における「前文」は、具体的な法規を定めたものではありませんが、条例の精神や目的・理念などを包括的に表現し、各条項の解釈の基準を示すものとされています。</li> <li>・ 「登別市中小企業振興基本条例」を策定するきっかけは、消費動向の変化による商店街の衰退や長引く不況による地域経済の疲弊化、人口減少や少子高齢などといった時代背景の大きな変化に直面し、新たな視点で見直すことが求められているとの考えによるものです。そういったことから、新たな視点による地域経済の振興に向けた出発点とも言える条例です。</li> <li>・ この条例の前文は、「地域経済振興に向けた条例研究会」における条例素案策定に向けた議論を交わした中でつくられたもので、次のような内容で条例制定の背景や目的、この条例の理念に関する事項を記しています。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 私たちのまち登別市は、豊かな自然に恵まれた地理的、歴史的な背景から「観光都市」として、また「生活都市」として発展してきました。</li> <li>② しかし、産業構造や社会構造の急激な変化に直面し、地域経済に関わる新たな成長への道筋と登別らしい経済活動の展開が求められています。</li> <li>③ これまでの中小企業者等の役割と社会的使命を考えると、まちの活性化を図る上で、地域経済に関わるすべての人や団体などが中小企業振興を進めていくことの必要性を理解し、連携して取り組むことが大切です。</li> <li>④ これらのことから、中小企業者等と市、市民のそれぞれに求められていることを明示しました。</li> <li>⑤ そして、市民生活の向上などを図る上で、市・中小企業者等・市民の三者が対等に連携し、それぞれが適切な役割を認識しながら取り組むことを基本として、地域経済の振興及びそれを牽引する中小企業振興を促進するための基本的な理念と方向性を示す条例であることを記しています。</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>（目的）</b></p> <p><b>第1条</b> この条例は、本市における地域経済の発展に果たす中小企業者等の重要性にかんがみ、中小企業の振興に関する基本理念を定め、市、中小企業者等及び市民の役割を明らかにすることにより、地域経済に関わるすべてのものが協働して、地域経済の健全な発展及び中小企業の基盤の強化を促進し、もって市民生活の向上及び地域の活性化に寄与することを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的規定は、条例の立法目的を定めたものです。</li> <li>・ 市民生活の向上と地域活性化の基盤となる地域経済の振興を図る上で、中小企業者等だけではなく、市民や市を含めた「地域経済に関わるすべてのもの」が協働した地域経済の振興への取組が必要と考えました。</li> <li>・ そこで、条例制定の目的を、「市民生活の向上と地域の活性化に寄与すること」とし、この目的を達成するため、次の2点について重点的に取り組んでいくことにしました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市・中小企業者等・市民の三者を意味する「地域経済に関わるすべてのもの」が等しく連携し、適切に役割分担をすること。</li> <li>② 「地域経済の健全な発展及び中小企業の基盤の強化の促進」に係る地域経済ビジョンや振興策の調査・研究などを協議すること。</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業の健全な発展の促進は、市民生活の向上や地域の活性化と表裏一体の関係にあり、密接なつながりがあると言えます。</li> </ul>
<p><b>(定義)</b></p> <p><b>第2条</b> この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に定めるものでその事務所を市内に有するものをいう。</p> <p>(2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合、企業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合及び社会福祉法人、医療法人、学校法人で主たる事務所を市内に有し経済活動を行うものをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に住所を有するもの及び市内に勤務又は通学しているものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「定義」は、条例解釈上の疑義を回避するため用語の意義を明確にするものです。</li> <li>・ここでは「中小企業者」、「中小企業者等」及び「市民」について定義しています。「中小企業者等」には、地域の活性化及び中小企業の振興発展をオール登別で推進する考え方から、中小企業団体のほか NPO 法人や医療・福祉・教育など市内で展開される幅広い経済活動の主体も含まれます。農水産業者やそれらの協同組合も含まれます。</li> <li>・より具体的に表すと、商工会議所、中小企業家同友会、各種業界団体、商店会などを指します。</li> <li>・「市民」には、登別市民のほか、市内の事業所や学校に勤務又は通学している人も含まれます。</li> </ul>
<p><b>(基本理念)</b></p> <p><b>第3条</b> この条例の目的を達成するため、市は、地域経済振興に係る総合的ビジョンの策定と中小企業振興に必要な施策を講じ、中小企業者等は、経済的、社会的使命を自覚し創意工夫と自主的な経営の向上に努め、市民は、中小企業振興の必要性を理解し、中小企業者等の成長発展に協力するよう努めるものとする。</p> <p>2 市、中小企業者等及び市民は、等しく連携し適切に役割分担をする協働によって、地域経済及び中小企業の振興の推進に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この条文では、前文と目的を踏まえて、市・中小企業者等・市民のそれぞれの役割を掲げ、等しく連携し適切に役割分担する「三者協働」により地域経済及び中小企業の振興の推進に努めることを基本理念としました。本条例の特徴は、「三者協働」で取り組んでいくことと言えます。</li> <li>・「地域経済振興に係る総合的ビジョンの策定」とは、長引く経済不況や社会構造・産業構造の急激な変化、これまでの地域経済振興策を踏まえて、「三者協働」による新たな視点に立った総合的なビジョンの策定を意味し、第4条（市の役割と責務）の規定に結びつきます。</li> <li>・「中小企業振興に必要な施策」とは、策定する「地域経済振興に係る総合的ビジョン」を基に、「三者協働」による施策を意味します。</li> <li>・「経済的、社会的使命を自覚し」とは、様々な就業の機会の提供や市民所得の向上、人材育成、地域情報の発信などの役割を担うとともに、地域コミュニティの重要な一員であることの認識を持つことを意味します。</li> <li>・「創意工夫と自主的な経営の向上」とは、中小企業者等自らの様々な情報の収集や研修会参加など自己努力によって、積極的に新たな商品・製品開発などの創造性に富んだ事業活動や、経済的・社会的環境の変化に対する的確な対応などを強化する取組を意味し、第5条（中小企業者等の役割と努力）の規定に結びつきます。</li> <li>・「中小企業振興の必要性を理解し」とは、市民生活の向上や地域の活性化と表裏一体の関係にある中小企業の健全な発展の促進が、新たな産業の創出や新たな雇用、市税の増収などにつながっていることなどの市民理解を意味し、第6条（市民の理解と協力）の規定に結びつきます。</li> </ul>
<p><b>(市の役割と責務)</b></p> <p><b>第4条</b> 市は、市民生活の向上や地域の活性化を図る上で、市、中小企業者等及び市民が協働する三者協議の場とその機会を保証するものとする。</p> <p>2 市は、三者協議の場での協議を反映した地域経済振興に係る総合的ビジョンを明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の策定及び実行に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念にのっとり、地域経済の振興と中小企業の振興を進めていくために、条例では、（市の役割と責務）、（中小企業者等の役割と努力）、（市民の理解と協力）の3つの条文を掲げ、三者協働で取り組む上でのそれぞれの基本的な立場を記しています。</li> <li>・第3条（基本理念）などで「三者協働」を規定していますが、第4条（市の役割と責務）</li> </ul>

<p>3 市は、市内における産業経済の実態を把握するためのデータを収集、分析し、定期的に公表するよう努めるものとする。</p> <p>4 市は、策定した地域経済振興に係る総合的ビジョンと施策を定期的に検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>5 市は、この条例の理念を広く啓発するよう努めるものとする。</p>	<p>では、地域のシンクタンク及びコーディネーターなどの役割を持つ市に、強く責任と義務を求めています。</p> <p>・各項の意味するところは、次のとおりです。</p> <p>第1項  「市、中小企業者等、市民が協働する三者協議の場とその機会を保証する」とは、条例の基本理念の実現に向けて、三者が対等に協議を進めていく場づくりとだれもが参画できる三者協議を定期的に行うことです。</p> <p>第2項  「協議を反映した地域経済振興に係る総合的ビジョンを明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を策定し、実行する」とは、三者が協議した過程及び提言を尊重して、ビジョンと振興策を策定し、具現化を図ることです。</p> <p>第3項  「産業経済の実態を把握するためのデータを収集、分析し、定期的に公表する」とは、行政組織内外から収集した様々なデータを共有しながら、大学等の研究者からの分析と助言を受け、市内経済の現状把握と今後の振興策への活用につなげることを目的に行います。</p> <p>第4項  「策定した地域経済振興に係る総合的ビジョンと施策を定期的に検証し」とは、ビジョンや施策の進捗状況、時代に対応した取組であるかを検証し、その結果によっては、迅速に必要な対応をするなど、実効性のある取組となることを目指しています。</p> <p>第5項  「この条例の理念を広く啓発する」とは、「三者協働」で推進することが本条例の基本理念であることから、市は、行政組織内をはじめ「地域経済に関わるすべてのもの」にこの条例の理念を広め、理解を深めてもらうことです。</p>
<p><b>(中小企業者等の役割と努力)</b></p> <p><b>第5条</b> 中小企業者等は、中小企業者等の役割を自覚し次の各号に掲げる事項に努めるものとする。</p> <p>(1) 地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、より豊かで住み良い地域社会の実現と地域経済の振興発展に貢献すること。</p> <p>(2) 自助の精神に則り、自主的な経営の向上及び社会変化に対応するため、経営の改善に取り組むこと。</p> <p>(3) 自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用環境の整備、雇用の維持及び創出並びに人材の育成に取り組むこと。</p> <p>(4) 市が行う中小企業振興策に対して連携、協力すること。</p> <p>(5) 地域の経済団体への積極的な参画及び各種事業者間の連携、交流を進めること。</p>	<p>・第5条(中小企業者等の役割と努力)では、中小企業者等は、地域経済及び中小企業振興の当事者であり、その活動が地域活性化に結び付くことを自覚し、自らの役割と努力を求めています。</p> <p>・各号の意味するところは、次のとおりです。</p> <p>第1号は、中小企業者等は、新たな産業や様々な就業の機会を創出し、地域経済の源泉となっているとともに、地域社会で様々な取組をしています。このため、中小企業者等は、地域経済の振興と積極的な社会参画への取組の必要性和重要性を認識し、積極的に活動することを求めています。</p> <p>第2号の「自助の精神に則り、自主的な経営の向上及び社会変化に対応するため、経営の改善に取り組む」とは、自分でできることは自ら行い、幸せになろうとする自助の精神や自らの責任で取り組む自主的な経営の向上といった事業者としての基本的な姿勢を示すとともに、グローバル化や高度情報化、少子高齢、人口減少など大きな変化を見据えた経営へのあり方などを模索した取組に努めることを求めています。</p>

	<p>第3号は、中小企業者等が、自らの事業所を存続するため、収益を上げる事業活動を行うことは当然ですが、地域経済の基盤形成と地域社会の活性化を図る上で、雇用環境の整備や人材の育成などにも努めることを求めています。</p> <p>第4号の「市が行う中小企業振興策に対して連携、協力する」とは、市が行う「三者が協働できうる場とその機会」への参画や「地域経済振興に係る総合的なビジョンと施策の策定・実行」への積極的な取組に努めることを求めています。</p> <p>第5号の「地域の経済団体への積極的な参画」とは、各種情報収集や経済的・社会的環境の変化に対する的確な経営の改善などへの取組に活用する上で、登別商工会議所や中小企業家同友会など地元経済団体への積極的な参画を求めています。</p> <p>また、「各種事業者間の連携、交流」とは、個々の中小企業者等はその発展に努めていますが、様々な面で有益なものになると考えられる他分野の業界と連携・交流することを求めています。</p> <p>・「中小企業者等」については、第2条（定義）に規定していますが、本条例の目的を推進していく上で、市内の商工業者の多くが入会する登別商工会議所の役割は重く、中小企業者等への指導的立場としての取組が求められていると言えます。</p>
<p><b>（市民の理解と協力）</b></p> <p><b>第6条</b> 市民は、中小企業者等が地域社会の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解し、市内で生産され、製造され、加工され、若しくは販売される产品及び多様なサービスを利用するなど中小企業者等の成長発展に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>・第6条（市民の理解と協力）では、本条例の基本理念に基づき、中小企業の振興を図る上で中小企業に関する市民の理解と協力が不可欠との観点から、地場産品やサービスなどの利用について市民に協力を求めています。</p> <p>・各文言の意味するところは、次のとおりです。</p> <p>①議員は、市民の代表として積極的な取組に努めるものとしします。</p> <p>②「市内で生産、製造、加工、販売される产品及び多様なサービス」とは、市内業者等が取り扱う生産・製造・加工・販売される産品のほか、観光や建設など多様な事業を意味します。</p> <p>③「市民は、（中略）協力するよう努めるものとする」とは、地域経済の活性化と中小企業の振興が、市民生活に密接な関係があることから、市民に協力を求めています。</p> <p>④市・中小企業者等・市民の「三者協働」で地域経済及び中小企業の振興を推進していくことを基本理念とする本条例からも、市民においても、市が行う「三者が協働できうる場とその機会」への参画や「地域経済振興に係る総合的なビジョンと施策の策定・実行」への積極的な取組に努めることを求めています。</p>
<p><b>（（仮称）登別市中小企業振興協議会）</b></p> <p><b>第7条</b> 市長は、この条例の基本理念を踏まえて、協議の場として市、中小企業者等及び市民による（仮称）登別市中小企業振興協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。</p> <p>2 協議会は、この条例の目的を達成するため、地域経済振興に係る総合的なビジョン及び中小企業振興に必要な施策について広く研究し、市長に提言する。</p> <p>3 地域経済に関わるすべてのものは、協議会における研究、提言を基に市が策定する総合</p>	<p>・第7条（（仮称）登別市中小企業振興協議会）では、市長が、第4条（市の役割と責務）の規定を受け、この条例の基本理念を踏まえて、市・中小企業者等・市民による協議の場である（仮称）登別市中小企業振興協議会を設置することを規定しています。</p> <p>・また、協議会は、市が策定する「総合的なビジョン」及び「施策」に係る研究・提言をし、第1項の協議会の構成員をはじめ、「地域経済に関わるすべてのもの」は、協議会の研究・提言を基に市が策定する「総合的なビジョン」や「施策」に対し、協働してその実効性を</p>

<p>的ビジョン及び施策に対し、協働してその実効性を確保するよう努めるものとする。</p>	<p>確保するよう取り組むことを求めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の運営方針や具体的な組織のあり方などについては、先進地の帯広市や釧路市、別海町の事例では、大学教授などの指導や助言を受け、それぞれの地域特性を活かした独自の取組を行っています。</li> <li>・それらを踏まえると、当市においても、「当市に適した協議会の運営方針や具体的な組織のあり方」、「これまでの地域経済の特性や種々のデータの専門的、客観的、大局的な分析」、「登別経済の今後のビジョン」などについて、専門的知見を有する者から指導や助言を受け、三者協働により決定することが、条例の趣旨から考えても望ましいと言えます。</li> <li>・「この条例の目的を達成するため」の前提として、協議会の設置に向けて、市・中小企業者等・市民が、それぞれの理解と機運を高める取組も大切であると言えます。</li> <li>・各項の意味するところは、次のとおりです。</li> </ul> <p>第1項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)登別市中小企業振興協議会」は、基本理念などにのっとり、市・中小企業者等・市民の三者が構成員となります。</li> <li>・協議会の構成員数をどの程度にするかは、協議会の運営方針や具体的な組織のあり方などが決定した段階で決まるものと考えられます。</li> </ul> <p>第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「広く研究し、市長に提言する」取組として、協議会における研究・提言の前段として、市・中小企業者等・市民の三者それぞれの研究や協議の必要も考えられます。</li> </ul> <p>第3項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域経済に関わるすべてのもの」とは、協議会の構成員をはじめとする市・中小企業者等・市民を意味します。</li> <li>・「協働してその実効性を確保する」とは、「総合的ビジョン及び施策」の策定が、目的ではなく手段であり、策定が完成したら終了とならないよう留意する必要があることから、「総合的ビジョン及び施策」の具現化に向けた実効性ある取組が目的であることを明らかにし、「地域経済に関わるすべてのもの」による持続した協働の取組を求めています。</li> <li>・このことは、誰かがしてくれるだろうという依存からの脱却であり、自助・公助・共助のあり方を再考する機会にもなると考えられます。</li> </ul>
<p>(委任) 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>	